

4月のTOPICS

4月6日～15日

春の全国交通安全運動

交通事故は、いつ、どこで起こるかわかりません。これを機に、常日頃からルールを守りマナーの実践を習慣づけ、加害者・被害者にならないよう十分に交通安全を心がけましょう。
今回の重点とスローガンは次のとおりです。

【全国重点】

- 通学路・生活道路におけることもを始めとする歩行者の安全確保
- 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

「スローガン」ヘルメット

かぶって安全
いってきます

問合先 道路公園課 (☎429・9344)

住宅用火災警報器設置状況等の調査にご協力

泉州南消防組合では、国からの通知に基づき、住宅用火災警報器の設置状況と作動状況の調査を実施していますので、ご協力をお願いします。

実施方法 二次元コードを読み込みアンケートに回答をお願いします。消防組合のホームページ「住警器アンケート」からも回答できます。

※アンケートは、個人を特定するような内容ではありません。

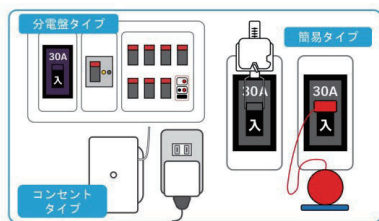


「地震による電気火災対策を！電気火災対策には感震ブレイカーが効果的です」

令和8年3月31日に火災予防条例が改正され、住宅における火災の予防を推進するための施策に「感震ブレイカー」が加えられました。感震ブレイカーは、地震発生時に設定値（震度5強相当）以上の揺れを感じた時に、ブレイカーを落として自動的に電気を止

める器具です。設置は、不在時やブレイカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。

問合先 泉州南広域消防本部 予防課 (☎469・0886)



4月13日～28日
春の列車内

安全活動強化期間

～ちかん等性犯罪追放～

期間中は、列車内や駅構内の警戒を更に強化しています！
ちかんなどの被害に遭われた人や目撃した人は、一人で悩まず相談してください！

問合先 大阪府警察 鉄道警察隊 (☎06・6885・1234)



▲大阪府警察
安まち公式
チャンネル

令和7年の火災・救急・救助の概況

泉州南消防組合管内(泉佐野市)における火災・救急・救助の概況は次のとおりです。今年も火災を1件でも減らすことを目標に火災予防に取り組みますので、みなさんも火気の取扱いに注意し、放火されないまちづくりにご協力をお願いします。また、いざという時に救急車が出動中ではなかなか来ないという状況にならないためにも、救急車の適正利用にご協力をお願いします。

火災

- 火災件数：13件
- 死者：3人、負傷者：12人
- おもな火災原因：放火(放火の疑い含む) 8件

救急

- 救急出動件数：7, 808件
- 救急搬送人員：7, 149人

救助

- 救助出動件数：90件
- 救助人員：46人

問合先 泉州南広域消防本部 警備課 (☎462・1080)

かんくうNEWS

問合先 関西国際空港案内 (☎455-2500)
ホームページ <https://www.kansai-airport.or.jp/>

関西3空港に「大阪・関西万博」のレガシーが登場！

昨年10月に大盛況のうちに閉幕した「大阪・関西万博」。そのワクワクをもう一度味わえるチャンスがやってきました！

現在、関西3空港(関西国際空港・大阪国際空港・神戸空港)では、万博の国内外のパビリオンで展示されていた計13点の作品がレガシーとして設置され、空港内の各所でご覧いただけます。作品の中にはパビリオンに入らないと見ることができなかった貴重なものもございますので、空港をご利用の際はぜひ探してみてくださいね。

万博の思い出に触れながら、楽しい旅のひとつをお過ごしください♪



©Kansai Airports SORAYAN

泉佐野丘陵緑地が

泉佐野市に移管

令和8年4月1日より、泉佐野丘陵緑地の管理運営が大阪府から泉佐野市に移管されました。四季折々の景観や、鳥や昆虫などの生き物が見られる自然豊かな公園にぜひ遊びに来てください。

利用時間（パークセンターおよび駐車場）

●3月～11月：午前9時30分～午後5時

●12月～2月：午前9時30分～午後4時30分

休館日

●毎週月曜日（祝日の場合は翌日）

●12月29日～1月3日

●12月29日～1月3日

マイナンバーカードでコンビニ自動交付サービスが利用できます

が利用できます

マイナンバーカードを持っている市民は各種証明書についてコンビニに設置しているマルチコピー機を使って、自動交付サービスを利用できます。（数字4桁の利用者証明用電子証明書暗証番号の入力が必要）（*1）
各種証明書 住民票の写し、印鑑登録証明書、個人の市・府民

税課税証明書、戸籍全部事項・個人事項証明書、戸籍の附票の写し（*2）

交付手数料 市役所窓口より100円安く取得できます。

利用可能時間 午前6時30分～午後11時

（*1）：15歳未満の人のマイナンバーカードではコンビニ交付の利用はできませんが、15歳以上の人のマイナンバーカードで同世帯の人の住民票の写しを取得できます。

（*2）：戸籍全部事項・個人事項証明書、戸籍の附票の写しについては本籍地が泉佐野市の人のみ。本籍地が他市の人は、戸籍のコンビニ交付の可否について本籍地市区町村に問い合わせてください。

※詳しくは市ホームページ（ID：2356）をご覧ください。システムメンテナンスの日を除く

問合先 市民課

食中毒を防ごう！

お弁当作りの三原則

作ってすぐに食べないお弁当は、暖かくなるにつれて、食中毒発生の危険性が高くなります。「菌をつけない・増やさない・やっつける」の三原則を守りましょう。

「菌をつけない」

●調理前や盛付前は石けんよく手を洗う

●調理器具、お弁当箱はきれいに洗い、よく乾燥させたものを使用する

●おにぎりはラップを使って握り、手が食品に直接触れないようにする

●調理中にスマートフォンを触らない

「菌を増やさない」

●ごはんやおかずは十分冷ましてから弁当箱に詰める

●おかずは汁気をよく切り、使い捨てカップに詰める

●保冷バッグで冷やして持ち運び、早めに食べきる

「菌をやっつける」

●おかずは中心部までしっかり加熱する

●卵焼きやゆで卵などの卵料理も、半熟ではなくしっかり加熱する

問合先 泉佐野保健所衛生課
☎464・9688



令和8年度

就学援助制度

（毎年申請が必要です）

小・中学校での学習に必要な費用の保護者負担を軽減するため、その一部を援助する制度です。期日を過ぎると申請した月から援助の対象となります。入学前に新入学学用品費を申請した人も、令和8年度の就学援助の申請が必要です。

対象 市立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者で、諸事情により経済的に困窮し、経済状態が生活保護基準に準ずる程度と認められる世帯

申請

●学校教育課へ持参する場合：5月29日（金）まで

●オンライン申請・郵送の場合：5月31日（日）（消印有効）まで

問合先 学校教育課

※毎年申請が必要です。詳しくは4月に学校から配布する案内をご覧ください。



広告

使用済みの乾電池・小型 充電式電池の無料回収

令和7年度から、環境衛生課窓口のほか、レイクアルスタープラザ・カワサキ生涯学習センターや市内の公民館でも家庭から排出される使用済みの乾電池・小型充電式電池の無料回収を行っています。

対象品目は乾電池、コイン電池、ボタン電池、小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池〔モバイルバッテリー含む〕）となり、膨張、変形した物も回収します。必ず端子部分にテープを貼り絶縁し、液漏れしている場合は透明のビニール袋に入れ、窓口で手渡しをお願いします。

なお、電池の種類や状態によって持ち込める個数などに制限がありますので、事前に問い合わせてください。

問合せ 環境衛生課（☎429・9286）



合併処理浄化槽設置事業 補助金交付制度

補助対象区域内のくみ取り便槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する設置者に対して、設置費用の一部を助成します。なお、新築などの合併処理浄化槽設置は除きます。申請にあたり事前審査など、補助要件がありますので、詳しくは市ホームページ（ID：8775）をご覧ください。

問合せ 環境衛生課（☎429・9286）

浄化槽定期検査補助金

対象の住宅用10人槽以下の合併処理浄化槽定期検査（浄化槽法第11条検査）に対して、費用を補助します。申請などは不要です。検査を受験した人には検査結果だけが送付されます。

問合せ 環境衛生課（☎429・9286）



市公園墓地 使用者募集

〔区画墓地〕

使用者ごとに墓を設ける従来型の墓地です。

募集区画・永代使用料（1区画につき）

●2.25㎡：98万円

●4.00㎡：174万2千円

申込資格 申込時点において6カ月以上当市に住所または本籍を有する世帯主で、埋蔵する親族の遺骨をお持ちで（他の墓地などからの改葬を含む）、1年以内に墓石などの設置が可能な人

※詳しくは使用申込みのしおりで確認してください。

申込期間 4月15日(木)～通年(土・日曜日、祝日除く)

〔合葬式墓地〕

ひとつの大きなお墓に5千体までの遺骨を一緒に埋蔵する墓地で、市が管理を行います。個人で管理する必要がないことから、お墓の承継の心配がありません。満65歳以上の人については、生前予約も可能です。

使用料 1体10万円
※記名板使用料1枚5万円

(希望者のみ)

泉佐野市公園墓地の区画墓地を使用している人が、区画墓地

を返還して合葬式墓地を利用する場合は、1/2の金額です。

申込資格 次のいずれかに該当する人

●泉佐野市に住所または本籍を有し、埋蔵する親族の遺骨を持っている（改葬を含む）

●死亡当時、泉佐野市に住所または本籍を有していた親族の遺骨を埋蔵する（改葬を含む）

●泉佐野市に住所または本籍を有する満65歳以上で、死後に自らの遺骨を埋蔵する

●泉佐野市公園墓地（区画墓地）を使用している人が、区画墓地を返還して合葬式墓地を使用する

※詳しくは使用申込みのしおりで確認してください。

申込期間 5月11日(月)～22日(金)(土・日曜日除く)

いずれも

申込・問合せ

「泉佐野市公園墓地（区画墓地・合葬式墓地）使用申込みのしおり」を入手し、所定の用紙に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて環境衛生課（☎429・9286）へ

※しおり・募集区画地図は環境衛生課にあります。しおりは市ホームページ（区画地図ID：3834、合葬式墓地ID：3836）からダウンロードもできます。

（希望者のみ）

（希望者のみ）

墓地の花ガラ置き場

檀波羅公園墓地や町会管理墓地の花ガラ置き場は、墓地の花ガラ専用です。家庭から出たごみや粗大ごみなどは回収できません。みなさんが気持ちよく墓地施設を利用できるように、ご協力をお願いします。

問合せ 環境衛生課（☎429・9286）



紙類・古着、

水銀を用いた製品の

ごみの出し方

紙類は品目ごとに分け、ビニールやガムテープなどの異物は取り除いたうえ、ひもで十字にしばって出してください。(新聞については、販売店からもらえる排出用のビニール袋などを使用できます。) 段ボール、紙袋などを排出用の容器として使用したものの、異なる品目を一緒にしたものは、紙類以外の粗大ごみなどを混入したものは回収できません。

古着は、市販の無色透明な袋(45L程度まで)に入れて出してください。



▲悪い例

また、家庭から出る体温計、血圧計、ボタン電池など、水銀を用いた製品の回収については、直接問い合わせてください。

問合先 環境衛生課 (☎429・9289)

粗大ごみの

リユースにご協力を

市では、民間事業者と連携して粗大ごみのリユースを推進しています。「ジモティー」では、粗大ごみとして捨てる前に必要としている人へ譲ることができ、「おいくら」ではリユースショップへ一括して買取査定を依頼することができますので、詳しくは市ホームページ(ID:2249)をご覧ください。

物を捨てる前に必要な人へ譲ったりすることで、廃棄される粗大ごみの量が減少するとともに、リサイクル意識の高揚を促進していきたいと思っております。ご協力をお願いします。

問合先 環境衛生課 (☎429・9289)

ビーズクッションなど
ごみとして出すときは
注意が必要です！

ビーズクッションなどの製品は、その快適さから多くの人に愛用されていますが、廃棄時には十分な注意が必要です。ごみ収集車に投入した際にごみ袋が破裂し、ビーズが飛散・流出する事例が発生しています。流出

したビーズはごみの収集に支障をきたすだけでなく、河川や海などへ流出した場合、生態系への影響も懸念されます。ビーズの流出防止に向けて次の例を参考に適切な廃棄をお願いします。

【例】

- ①ビニール袋にビーズクッションを入れ、ビニール袋ごと市指定袋(30Lまで)に入れ二重袋にする。大きい製品については、飛散しないように注意し、中身を複数個に分ける。
- ②「ビーズ製品」などと記載した紙を30Lの市指定袋に貼って出す。

問合先 環境衛生課 (☎429・9289)



スズメバチの巢駆除

市内の一般住宅を対象に、市が業者に依頼し駆除を行います。詳しくは問い合わせてください。

問合先 環境衛生課 (☎429・9289)

森林の木の伐採には
届出が必要です

所有されている森林内の木でも、伐採する場合は事前に届出ることが義務づけられています。ただし、自宅の庭の木など、森林ではない場所での木の伐採は届出不要です。届出には所定の様式がありますので問い合わせてください。

問合先 農林水産課 (☎429・9274)



令和8年度

地域猫の不妊去勢
手術費用の助成

地域猫の過剰な繁殖を抑制することを目的として、地域猫の不妊・去勢手術料金の一部を助成します。

注意事項

- 手術を受ける前に申請が必要です。すでに終わった手術は、対象になりません。
- 獣医療法第三条に基づき開設の届出をしている府内の診療施設での手術が対象です。
- 申請手続きに地域猫を同行させる必要はありません。
- 助成数には限りがあります。

●申請・問合先 4月1日(水)以降の手術前に所定の申請書に必要な事項を記入し、直接、環境衛生課(☎429・9289)へ
※詳しくは市ホームページ(ID:13538)をご覧ください。
るか問い合わせてください。



三世帯同居等支援事業

子どもを安心して産み育てられ、高齢者等が安心して暮らせる健康で幸せな住環境を創るために、高齢者世帯と子ども・孫世帯が同居または近くに近居（直線距離でおおむね3.0 km以内または同一中学校区域内）することに對して、転入転居費用の一部を限度額10万円とし、助成します。

※転入転居日から6カ月以内の申請が対象

【転入転居費用とは】

- 持家の場合：住宅の新築・増築・建て替えに要する費用（リフォームは対象外）、住宅の購入に要する費用
- 貸家の場合：賃貸借契約に要する費用（敷金・礼金・権利金・仲介手数料）

【助成対象者】

子ども・孫世帯の世帯主（子ども・孫世帯または高齢者世帯が転入転居をし、費用を支払った者）

【子ども・孫世帯の要件】

- 世帯主またはその配偶者が、高齢者世帯を構成する者の直系卑属（子または孫）であること
- 申込時に18歳以下の子どもと同居している、または、夫婦と

もに40歳未満であること

- 市税の滞納がないことなど

【高齢者世帯の要件】

- 子ども・孫世帯と同居・近居をはじめた時点で、すでに1年以上市内に居住していること
- 65歳以上（夫婦のみの場合いづれか一方）の人のみの世帯であること
- 市税および介護保険料の滞納がないことなど

問合せ先 地域共生推進課



高齢者入浴料助成事業

問合せ先 地域共生推進課

市では、高齢者相互の交流機会および外出機会の増加、広々とした公衆浴場での入浴機会を提供することにより健康増進と交流・ふれあいの推進、高齢者の介護予防・健康づくりを図ることを目的として、高齢者入浴料助成事業を実施しています。また、扇湯までは下記スケジュールで無料のシャトルバスも運行していますので、併せてご利用ください。さのぼカードを所持している人には、市内在住の65歳以上の高齢者を対象に、入浴時に浴場利用料相当分をポイントで付与することにより助成を行います。（対象者であることを確認するため、ポイントカード作成後2週間程度経過している必要があります。）

高齢者入浴料助成事業協力浴場一覧

名称	所在地	営業時間	休業日	料金	ポイント付与曜日、時間			ポイント利用
					火	木	土	
なごみ湯	笠松1丁目3-23 ☎462-8247	15:00~24:30 ※日曜日のみ8:00~12:00も	毎週金曜日	520円 (*1)	○	付与対象外		可
羽倉崎温泉	東羽倉崎町6-10 ☎465-1203	16:00~23:00	月曜日(月2回)、1月1日	370円 (*1)	○	付与対象外		否
鶴原共同浴場(扇湯)	鶴原1091-1 ☎462-2611	16:30~22:00 (21:30受付終了) ※火・木・土のみ14:00から	第2・4日曜日、1月1日	200円 (*2)	○ (14:00~21:30)			可
樫井共同浴場(旭湯)	南中樫井550-1 ☎466-2474	16:30~22:00 (21:30受付終了) ※火・木・土のみ14:00から	第1・3・5日曜日、1月1日	200円 (*2)	○ (14:00~21:30)			可
泉州の湯	りんくう往来北1-23 ☎050-5210-5300	7:00~24:00 (23:30受付終了)	年中無休	520円 (*3)	付与対象外	第1・3木曜日 7:00~11:00のみ (*4)	付与対象外	可

(*1) …中学生以上 (*2) …高校生以上 (*3) …他の週や曜日は65歳以上でも通常料金 (*4) …年末年始除く

シャトルバス運行ダイヤ (火・木・土曜日のみ)
※停留場所は、コミュニティバスの「社会福祉センター」と「扇湯駐車場」です。

福祉センター→扇湯	
13時	55
14時	15、35
15時	10、30、50

扇湯→福祉センター	
14時	05、25、45
15時	20、40
16時	05



町会・自治会に加入しましょう

問合先 自治振興課

現在、泉佐野市町会連合会には、83の町会・自治会が加盟しており、それぞれの地域の実情に沿った活動をしています。町会・自治会は、地域に住む人々が主体となって、明るく住み良い豊かなまちづくりを目指して自主的に組織された一番身近な団体です。東日本大震災以降、町会・自治会を中心とした地域のつながり、人々の絆が私たちの安全・安心を支えているということが、あらためて認識されています。

町会・自治会では情報の伝達（広報配布・回覧版・掲示板など）や親睦行事だけではなく、自主防災活動や交通安全、福祉活動、環境美化活動など、地域全体の住民の暮らしのための活動を行っています。住み良いまちづくりのため、町会・自治会活動へ積極的に参加してください。

加入を希望する場合は、ご近所の人にお尋ねのうえ、会長または役員の人に申し込んでください。連絡先がわからない場合は、自治振興課まで問い合わせてください。

～町会・自治会に加入している世帯に

活動促進袋を配布しています～

泉佐野市町会連合会では、町会・自治会加入促進策として、加入世帯に対し、家庭系可燃ごみ袋である活動促進袋を無償配布しています。

活動促進袋の製造や配送にかかる費用は全額市からの補助金でまかなわれています。ごみの減量化にご協力をお願いしていることから、単身世帯には10L袋を、複数人世帯には世帯人数にかかわらず30L袋を、月に8枚配布しています。所定のごみ置場に適正に出せば市指定袋と同様に収集されます。（事業所ごみには使用できません）



▲活動促進袋 (30 L)

町会・自治会に新規加入した世帯に「さのぼ」ポイントを付与しています！

泉佐野市町会連合会を構成する町会・自治会に新規加入した世帯を対象に、加入年度内に申請をした世帯に、「さのぼ」加入年度内の申請を条件として、5,000ポイント（5,000円相当）を付与します。世帯のいずれかの人が取得した「さのぼカード」に加算します。加入した町会・自治会が発行する「泉佐野市地域ポイント付与申請書」が必要です。

「さのぼカード」と申請書、運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認ができるものを持参し、平日に自治振興課へ
※同じ町会・自治会の区域での居住を続けながら一時退会し、その後再加入した場合はポイント付与の対象とはなりません。



▲さのぼカード

広告